

## 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

茨城町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法第2条1項に規定する災害をいう。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び茨城町地域防災計画に基づき、甲は町民の生命・財産の保護、生活支援等の役割を、乙は早期停電復旧等の役割を相互に確認し、災害時等において、甲及び乙の連携による防災力強化及び早期停電復旧に資する活動を行うことを目的に締結する。

### （連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時等の迅速かつ円滑な連携を図るため、連絡体制を確立する。

- 2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。
- 3 甲は、迅速かつ正確な情報を取得することを目的に、乙に対して、甲の指定する場所へ乙の連絡員の派遣要請をできるものとする。

### （情報の共有）

第3条 甲及び乙は、災害時等における早期停電復旧を図るため、次に掲げる情報を相互に共有する。

- (1) 甲が保有する町民が避難している地域、避難所、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる施設）等に係る情報
- (2) 乙が保有する停電の発生状況、復旧見込等に係る情報
- (3) 甲又は乙が保有する道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等に係る情報及びこれらの復旧に係る情報

### （災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、早期停電復旧と町民の不安解消に関し、次に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 甲が保有又は情報共有する重要施設の早期停電復旧。ただし、早期停電復旧が困難な場合、甲及び乙は実態を踏まえ協議するものとする。
- (2) 停電復旧の支障となる道路啓開、障害物等除去に係る甲及び乙の所有資機材等の活用。  
なお、甲が電線等に接触している障害物等を除去する場合は、乙に対し充停電状態の確認を行い、乙は必要に応じて技術員の派遣を行うなど、作業の安全確保に努める。
- (3) 甲及び乙が所有する施設、駐車場等の利用
- (4) 甲及び乙が所有する広報手段による町民への停電状況等の情報発信

(平時の備え)

第5条 災害時等における乙の電力設備周辺の樹木に起因した停電の発生を未然に防止するため、甲及び乙は、平時から、計画的な樹木の巡視、伐採等を相互に協力する。

2 災害時等に円滑な連携を図るため、甲及び乙は、出水期前等において、連絡体制の確認及び情報共有のための会議を開催できるものとする。

(覚書の締結)

第6条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割、具体的な実施事項、相互利用する施設等について、覚書の締結その他の方法により別に定めることができるものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を、他人に開示又は漏えいしてはならない。

(有効期間)

第8条 本協定は、協定締結の日から効力を生じ、甲又は乙のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がない限り継続するものとする。

(協 議)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 2 年 9 月 2 4 日

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地

甲

茨城町長 小林 宣 夫 ⑩

茨城県水戸市南町2丁目6番2号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社

茨城総支社長 武 藤 悟 司 ⑩